

労働者派遣事業に係る情報提供資料

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、以下のとおり事業所の情報を提供します。

対象期間：令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日

事業所の名称	株式会社 富田組
事業所の住所	和歌山県有田市港町231-54

1	派遣労働者の数	1 名
2	労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣先)の数	1 社
3	労働者派遣に関する料金の平均額(1日8時間あたりの額)	31,501円
4	派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間あたりの額)	22,783円
5	マージン率 (派遣料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該派遣料金の平均額で除して得た割合)	27.7%
6	教育訓練に関する事項	①入職時、労働安全衛生法、59条関係の教育訓練 ②派遣先就労において、派遣労働者のスキルアップに資するよう教育訓練計画を設定
7	その他労働者派遣事業の業務に関し参考と認められる事項	小規模事業所の特性を活かし、派遣労働者のニーズとキャリアアップに資する教育訓練の実施を目指しています
8	キャリアコンサルティング相談窓口	富田 泰行

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか否か	締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
・労使協定の有効期間の終期	令和 9 年 3 月 31 日